企画セッション

◆ 日本における標準必須特許紛争解決のこれから ～東京地裁の二つの審理要領（訴訟・調停）は何を変えるか～ ◆

【講演者】

岩井 直幸　東京地方裁判所 民事第 40 部 総括判事
紋谷 崇俊　西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士
二又 俊文　SEP 研究会座長
（司会）吉岡（小林） 徹　一橋大学イノベーション研究センター 准教授

【概　要】

SEP を巡る紛争では、この 10 年余り、欧州・英国・中国・米国などで判例と制度が急速に積み重なり、グローバルな FRAND 条件の決め方や紛争解決の場について国際的な議論が進んできた。一方わが国では、2014 年の知財高裁大合議判決（Apple v. Samsung）以降、SEP に関する裁判例はごく限られ、実務の指針となる判断も蓄積されなかった。その結果、日本は SEP 紛争の解決地としてほとんど選ばれず、国際的な議論からも距離を置く状況が続いた。

この状況は 2025 年に動き始めた。Pantech 事件で東京地裁は、実施者の交渉態度、とりわけ FRAND 条件の算定に必要な情報開示の姿勢を正面から評価し、わが国で初めて SEP に基づく差止請求を認容した（大阪地裁は異なる結論）。同事件は同年 12 月、東京地裁での裁判上のグローバル和解により決着した。この一連の経験が契機となり、東京地裁知的財産権部は 2026 年 1 月に「SEP 訴訟審理要領」と「SEP 調停（SEPJM）の審理要領」を公表し、2 月に運用を開始した。さらに 5 月の改正民事調停法施行により、管轄合意がなくても一方当事者が SEPJM を申し立てられるようになった。裁判所が訴訟と調停の二つのトラックを用意し、当事者によるグローバル FRAND 条件の合意形成を促す、日本独自の試みである。

本セッションでは、裁判官・弁護士・SEP 実務研究者が、次の三点を議論する。

①訴訟と調停の二つのトラックからなる日本型の審理モデルは、グローバルな SEP 紛争の解決手段として機能しうるか
②権利者・実施者はこれをどのような局面で活用すべきか
③属地的な特許権とグローバルな FRAND 義務の構造的なミスマッチが続く国際環境の中で、日本の裁判所関与型の紛争解決はどのような役割を担いうるか

なお、本セッションは SEP 研究会との共催である。

企画セッション

◆ 日本における標準必須特許紛争解決のこれから ～東京地裁の二つの審理要領（訴訟・調停）は何を変えるか～ ◆

【セッション構成】

開会・趣旨説明　司会 吉岡（小林） 徹
話題提供①（20 分）SEP 訴訟審理要領と SEP 調停（SEPJM）審理要領
　―制度の趣旨と運用　　岩井 直幸 判事
話題提供②（20 分）SEP 裁判例の展開と日本型審理モデルの法的論点
　紋谷 崇俊 弁護士
話題提供③（20 分）企業から見た SEPJM とその戦略的活用
　二又 俊文 座長
パネル討議・質疑（25 分）

【略　歴】（敬称略）

岩井 直幸　東京地方裁判所 民事第 40 部 総括判事
東京大学法学部卒業。1997 年、裁判官に任官。最高裁判所事務総局民事局、東京高等裁判所判事、知的財産高等裁判所判事を経て 2026 年より現職。

紋谷 崇俊　弁護士・弁理士・NY 州弁護士
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業　パートナー
東京大学法学部卒。METI 知財室で知財政策立法に関与し、Stanford や Max-Planck に留学、複数の大学客員教員等を経て、現在 AIPPI の Programme/Enforcement Committee 等に所属しつつ、国内外の知財案件を広く扱う。

二又 俊文　SEP 研究会座長／三菱総合研究所客員研究員
パナソニック社でドイツ、シンガポール駐在後、Panasonic Mobile Communications にて多数の海外ライセンス交渉・係争を遂行。2006 年より Sisvel 社の日本法人社長として国際的パテントプールプログラムの創設・運営を手がける。2012 年より 2025 年まで東京大学未来ビジョン研究センター客員研究員。2013 年より SEP 研究会座長。

吉岡（小林） 徹　一橋大学イノベーション研究センター 准教授
日本知財学会理事。株式会社三菱総合研究所研究員、東京大学大学院工学系研究科技術経営戦略学専攻特任助教を経て、2019 年より一橋大学イノベーション研究センター講師。2024 年より現職。知的財産マネジメント、知的財産政策をはじめとするイノベーション・マネジメント、イノベーション政策を専門とする。